

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、栗東墓地公園管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、栗東墓地公園に関する維持管理、運営について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者の中から市長が委嘱する。

- (1) 墓地公園使用者代表
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、栗東墓地公園に関する事務を所管する課において処理する。

(令7条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成5年3月30日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。